

寒川町家庭的保育事業等指導監査実施要綱の制定について

要綱制定の背景

市町村が認可をした地域型保育事業については、児童福祉法第34条の17により市町村が認可基準の観点からの施設監査を行うことになっています。

今まで町には地域型保育事業がなく、監査対象がなかったため、指導監査実施要綱を制定していませんでした。

今年10月に開所した家庭的保育事業は、この指導監査の対象となるため、町の指導監査実施要綱を新規で制定する必要があります。

要綱の内容

地域型保育事業等を対象に実施する指導監査について、実施対象施設、実施体制、監査事項等必要な事項を定める「寒川町家庭的保育事業等指導監査実施要綱」を制定しました。

児童福祉法

第三十四条の十七 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第一項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(平二〇法八五・追加、平二二法七一・旧第三十四条の十六繰下、平二四法六七・一部改正)

第三十四条の十八 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

寒川町家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 17 の規定に基づき、家庭的保育事業等を行う者(以下「事業者」という。)を対象に実施する指導監査について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(実施対象施設)

第 3 条 指導監査の対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業
- (2) 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業
- (3) 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業

(実施方針等)

第 4 条 指導監査は、法令及び児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(平成 27 年 12 月 24 日付け雇児第 1224 第 2 号)等を基本として、本町における家庭的保育事業等の運営の実情を踏まえ、重点的かつ効率的に実施するものとする。

2 指導監査の実施に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指導監査方針及び指導監査重要事項
- (2) 年間指導監査実施計画

(実施体制)

第 5 条 指導監査は、指導監査所管課の職員 2 人以上をもって実施するものとする。

~~2 指導監査を実施するにあたり、必要に応じて保育士の資格を有する者を寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和 55 年寒川町規則 12 年)第 2 条第 2 号イに規定~~

する職員として採用することができる。

(指導監査事項)

第6条 指導監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 事業所の運営管理状況
- (2) 利用者の処遇状況
- (3) その他必要な事項

(指導監査の種別)

第7条 指導監査は、一般指導監査(書面による指導監査を含む。以下同じ。)及び特別指導監査とする。

(一般指導監査の対象及び時期)

第8条 一般指導監査は、第4条第2項第2号の年間指導監査実施計画に基づき、原則として年1回実地において実施する。

2 前項の規定にかかわらず、前年度の指導監査結果等から良好に運営されていることが認められる場合は、実地による一般指導監査を2年に1回とすることができるものとする。ただし、実地において行わない年にあつては、書面による指導監査を実施するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、必要と認める場合は、随時に実地により検査をすることができる。

(特別指導監査)

第9条 特別指導監査は、正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、一般指導監査によっても指摘事項の改善が認められない状況が継続した場合、事業運営等に重大な問題がある場合等において、随時実施する。

2 特別指導監査は、事前の通知なく実施できるものとし、実施方法等については、実施に際して目的に応じて策定するものとする。

(一般指導監査の方法)

第 10 条 一般指導監査は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 18 号）に定められた基準の遵守に関して、実地により検査する。
- (2) 資料を指導監査実施日の 2 週間前までに提出させること。
- (3) 事前に提出された資料を基に、当該事業所の運営状況等に関して、事業者からの説明を求め、関係書類等について検査すること。

（実施通知）

第 11 条 指導監査の実施にあたっては、次に掲げる事項を当該事業者に対し、原則として指導監査を実施する日の 30 日前までに文書により通知するものとする。ただし、特別指導監査を実施する場合には、この限りではない。

- (1) 根拠規定
- (2) 対象施設
- (3) 実施日時及び場所
- (4) 指導監査職員の氏名
- (5) 事前に提出する資料及び提出期日
- (6) 当日に準備すべき書類等

（指導監査結果の通知等）

第 12 条 指導監査の結果は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を当該事業者にも文書で通知する。

- (1) 法令若しくは通知に対する違反（軽微なものを除く。）がある場合又は前年度の口頭指摘事項に対して改善の取り組みがなされていない場合は、当該事項を文書指摘事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求めるとともに、町のホームページに公表する。この場合、改善報告書の提出にあたっては、理事会等における改善措置の検討及び改善状況を確認できる資料または改善計画書等の提出を求める。

(2) 法令又は通知に対する違反であって軽微なものである場合、当該事項を口頭指摘事項として文書により通知し、事業者の自主的な是正または改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。

2 町長は、当該年度の監査結果について指導監査実施結果報告書を作成するものとし、その概要を町のホームページに公表する。

(指導監査後の措置)

第 13 条 指導監査を実施した職員は、指導監査終了後、速やかに問題点を明確にしたうえで復命書を作成する。

2 指導監査の結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況の確認を行うため、指導監査改善状況管理台帳を作成するものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 月 日から施行する。